

平成30年度 新潟市亀田地区コミュニティセンターの管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきましたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会
評価対象の期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市江南区役所地域総務課 コメント欄
1 利用時間等	○	
2 適正な人員配置	○	
3 施設の貸出	○	
4 管理運営に関する基本方針	○	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 要望や苦情等への対応	○	
7 緊急体制(事故、救急等)	○	

2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市江南区役所地域総務課 コメント欄
1 地域貢献活動	◎	
2 情報提供	○	
3 サービス向上の観点	○	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市江南区役所地域総務課 コメント欄
1 建物保守管理等	○	
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	○	
6 再委託	○	
7 災害等への対応	◎	
8 関係団体、地域との連絡調整	○	
9 管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における收支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市江南区役所地域総務課 コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	
2 利用料金	○	
3 利用者増等	◎	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会は、指定管理施設をコミュニティ活動の中心的施設として地域住民に密着した施設として管理運営し、地域利用団体との連絡調整などを円滑に行い、良好な関係を維持している。また、地域の文化活動活性化や、施設利用拡大へ向け、自主事業を実施するなど、積極的に地域と関わりを持ちながら運営にあたっている。

以上のことから総合的に勘案し、亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会は指定管理者として「優良」と評価する。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。

○ :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。

△ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。

× :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。

B :全ての項目が「○」以上である場合。

C :「△」の項目が1つでもある場合。

D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 江南区役所 地域総務課 地域・防災グループ 025-382-4624(直通)